

役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人木更津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等の範囲は、次のとおりとする。

ア センターの定款第 22 条に規定する理事及び監事

イ 前イに定めるものの他、センターの事業の推進を図るために、理事会の承認を得て設置した委員会の委員

(2) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(支給方法及び支給額)

第 3 条 報酬等及び費用は、役員等がセンター業務に従事した際に、その態様に応じて支給するものとする。

2 報酬等の額は、別表により支給するものとする。

3 費用の額は、職員旅費規程の旅費を準用し、支給するものとする。

4 報酬等及び費用は、同一日において二つ以上の会議等に出席した場合、一つの会議の出席として算出して支給する。ただし、移動を要した場合の費用については、それぞれ算出して支給する

5 役員等には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

6 前各項の規定にかかわらず、常務理事が事務局長の職を取り扱う場合は、報酬等及び費用は支給せず、職員給与規程及び職員旅費規程により支給する。

(報酬の支給方法)

第 4 条 報酬等は、その内容を明示し、直接役員等に現金で全額支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員等の申し出により口座振替の方法により支払うことができる。また、次の各号に掲げるものは、報酬等から控除することができる。

(1) 法令により控除を認められたもの

(2) 別途協定されたもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に会長が認めたもの

(費用の支給方法)

第 5 条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 6 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給に基準として公表するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委 任)

第 8 条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程の施行の日をもって、社団法人木更津市シルバー人材センター役員報酬規程を廃止する。

別表（第3条第2項）

役員報酬

区 分	報 酬 額
会 長	その都度 3, 0 0 0 円
副会長	その都度 3, 0 0 0 円
その他の役員等	その都度 3, 0 0 0 円